

○北海道警察警ら用無線自動車等運用要綱の制定について

令和2年3月25日
道本地第8295号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
この度の道警察の機構改正に伴い、「北海道警察警ら用無線自動車等運用要綱の制定について」（平23. 3. 17道本地第1081号。以下「旧通達」という。）を見直し、新たに別添のとおり、「北海道警察警ら用無線自動車等運用要綱」を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

記

1 制定の趣旨

この要綱は、警ら用無線自動車及び移動交番車（以下「警ら用無線自動車等」という。）の効果的な運用及び関係規程との整合性を確保するため、警ら用無線自動車等の運用の基本を定めるものである。

2 運用上の留意事項

(1) 警ら区（第4の事項）

警ら区は、活動区域内の情勢に応じて、一定地域ごとに定められるものであるが、おおむね1時間から2時間程度で一つの警ら区を機動警らできるよう、面積、道路延長及び事案発生状況を踏まえ、関係警察署の意見を反映させて設定すること。

なお、警ら区の呼称は、当該地域の地名又は番号を付すほか、必要に応じて数個の警ら区を合わせて方面別に分けるなど、機動警らが効率的に行われるよう配慮すること。

(2) 待機等（第6の事項）

待機場所の指定に当たっては、犯罪多発地域及び勤務員が不在となる交番を重点に指定するとともに、活動区域の実態を勘案し、事件事象等の発生時において、現場到着時間の短縮を図ることができるよう配慮すること。

なお、待機中は、交番勤務員等と情報交換を行い、効率的な機動警らを行えるようにすること。

(3) 通信指令室等への報告（第7の事項）

警ら用無線自動車は、機動力及び通信手段の機能を活用して早期に臨場し、迅速な初動措置を行うことを活動の基本にしていることから、機動警ら中は、その位置及び活動状況を積極的に警察本部通信指令課及び方面本部の地域課通信指令室並びに警察署の指令係（以下「通信指令室等」という。）に報告すること。

また、事件事象等で臨場したときは、直ちに到着時刻を報告するとともに、事案の概要については、掌握の都度速やかに報告し、通信指令室等が行う緊急配備等の措置に支障を来さないようにすること。

(4) 事件事象等の引継ぎ（第9の事項）

本部警ら用無線自動車の取扱事項の引継ぎは、通信指令室等に報告するとともに、所轄署員に確実に引継ぎを行うこと。

また、身柄等の引継ぎを文書により行う場合は、所定の様式を使用すること。

(5) 安全管理（第12の事項）

本部警ら用無線自動車を運用する所属の長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、次に掲げる事項に留意して、勤務員の安全管理に努めること。

(ア) 勤務員の受傷又は交通事故があった場合は、速やかに検討会を開催するなどし

て原因を究明し、再発防止対策を講ずること。

(イ) 無理な取締り、追跡等に起因する受傷及び交通事故の防止を図ること。

(ウ) 装備資機材の保守管理及び効果的な活用に努めること。

(6) 移動交番車（第16の事項－第19の事項）

移動交番車の勤務方法ごとの時間配分基準等を定めたが、運用に当たっては、住民の利便を考慮して、活動区域、運用重点等を定めること。

また、祭礼、緊急配備その他必要な場合において、移動交番車を警ら、警戒、検問等に臨時に運用できることとした。

別添

北海道警察警ら用無線自動車等運用要綱

第1章 総則

第1 趣旨

この要綱は、北海道地域警察運営規程（平成28年警察本部訓令第3号。以下「規程」という。）第35条、第36条及び第42条の規定に基づき、道警察における警ら用無線自動車及び移動交番車の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 警ら用無線自動車

第2 活動の基本

警ら用無線自動車は、定められた区域において、事件事象等の発生状況等に即して機動警らを行い、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険防止等に当たるほか、事件事象等を認知し、又は警察本部通信指令課及び方面本部の地域課通信指令室並びに警察署指令係（以下「通信指令室等」という。）の指令を受けたときは、直ちに臨場して迅速かつ的確な初動措置を講ずるなど、機動力を活用した活動を行うものとする。

第3 活動区域

警察本部及び方面本部の警ら用無線自動車（以下「本部警ら用無線自動車」という。）の活動区域は、それぞれ管轄する方面管内全域とする。

第4 警ら区

機動警らの区域（以下「警ら区」という。）は、本部警ら用無線自動車を運用する所属の長及び警察署長（以下「所属長」という。）が、活動区域内の事件事象等の発生状況等の実態を考慮して定めるものとする。

第5 機動警ら

警ら用無線自動車勤務の機動警らは、規程第37条の規定によるほか、次の事項に定めるところにより行うものとする。

(1) 地域の実情に応じ、必要と認められる場所においては随時停車し、又は団地内においては低速で走行するなど、機動警らの効果を高めるように努めなければならない。

(2) 複数の警ら用無線自動車で機動警らを行う場合は、相互の連携を図らなければならない。

第6 待機等

1 警ら用無線自動車勤務の待機は、所属長があらかじめ指定した場所において、事件事象等が発生した場合に、直ちに出勤することができる態勢を保持しておくものとする。

2 本部警ら用無線自動車を運用する所属の長は、必要と認めるときは、関係する警察署長と協議の上、警察署、交番等を待機及び休憩の場所として指定することができる

ものとする。

第7 通信指令室等への報告

警ら用無線自動車勤務の地域警察官（以下「勤務員」という。）は、機動警ら等の活動に当たって、次に掲げる事項を通信指令室等に報告しなければならない。

- (1) 機動警らを開始し、又は終了する場合は、移動局、警ら区及び活動内容
- (2) 一時的に警ら用無線自動車から離れる場合は、その時点、理由及び所要見込時間
- (3) 無線の不感地帯等で交信困難な地域を通過しようとする場合は、その地点及び所要見込時間
- (4) 事件事故等を認知し、又は指令を受けて臨場した場合は、到着時刻及び事件事故等の発生日時、場所、事案の概要、応援の要否等

第8 勤務員の遵守事項

勤務員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 警ら用無線自動車、無線機等の操作、通話方法、略語の使用等に習熟するとともに、活動区域の地理に精通すること。
- (2) 機動警ら中は、常時無線通話を聴取し、所要の措置を講ずる必要があると認められる場合は、積極的に通信指令室等の指揮を受けること。
- (3) 警ら用無線自動車の運転に当たっては、勤務員相互が安全呼称等を行い、安全運転を励行すること。
- (4) 機動警ら中は、各種願届の受理、地理案内、保護活動等を積極的に行い、適切な市民応接に配慮した活動を推進すること。
- (5) 待機、休憩、事件事故等で、警ら用無線自動車から離れる場合は、エンジンを抜き、ドアを施錠する等車両、無線機等の盗難防止の措置を講ずること。

第9 事件事故等の引継ぎ

- 1 規程第41条に規定する本部警ら用無線自動車の勤務員が取り扱った事件事故等については、必要な措置を講じた上、身柄、証拠資料及び関係記録を、原則として、当該事件事故等の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。この場合において、指名手配被疑者の身柄及び事件の引継ぎについては、被疑者引渡書・事件引継書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第5号）により引き継ぐものとする。
- 2 前事項以外の取扱い事案で、引継ぎを必要と認められるものは、口頭又は文書により速やかに関係部署に引き継ぐものとする。

第10 車両等の引継ぎ

勤務員は、勤務の交替時において、警ら用無線自動車の異常の有無、装備資機材の積載状況等について点検し、確実に引き継ぐものとする。

第11 応援派遣先における活動

勤務員は、規程第40条の規定により警察署に応援派遣された場合は、派遣先の警察署長の指揮を受けて職務を行うものとする。

第12 安全管理

所属長は、勤務員の受傷事故防止及び警ら用無線自動車の交通事故防止を図るため、安全管理の適正を期さなければならない。

第13 装備資機材の備付け

- 1 警ら用無線自動車には、受傷事故防止、適切な初動措置及び市民応接を推進するため、必要な装備資機材を備え付けておくものとする。
- 2 前事項の装備資機材の種類、数量等については、別に定める。

第14 地域警察幹部の職務

地域警察幹部は、警ら用無線自動車の運用に関し、規程第20条第2号から第5号までの規定によるほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 警ら用無線自動車の運用に関する企画
- (2) 活動区域内の実態の把握並びに通信指令室等及び関係部署との連絡調整

第15 勤務員の記章

- 1 警察本部及び方面本部地域課の警ら用無線自動車の勤務員は、自動車警ら隊（係）を表示する記章をつけるものとする。
- 2 前項の記章の形状、寸法及び着装位置は、附図のとおりとする。

第3章 移動交番車

第16 勤務方法ごとの時間配分基準

移動交番車の勤務方法ごとの時間配分基準は、在所についてはおおむね3時間、警らについてはおおむね4時間、教養訓練についてはおおむね45分とする。

第17 運用計画

移動交番車の運用に当たっては、活動地域及び運用重点並びに活動要領を定めて計画的に運用するものとする。

第18 運用の特例

移動交番車は、次に掲げる場合において、臨時に運用することができるものとする。

- (1) 行楽地、海水浴場、祭礼等一時的に多数の人が集まり、警戒又は警らを行う必要がある場合
- (2) 緊急配備、事件事故等の多発地帯において、検問を行う必要がある場合
- (3) 災害その他重要事案の発生に際して、現場活動を行う必要がある場合
- (4) その他警察署長が指定した場合

第19 運用上の留意事項

移動交番車は、次に掲げる事項に留意して、運用するものとする。

- (1) 活動地域の住民の利便を考慮すること。
- (2) 活動地域を管轄する交番等と連携を図ること。
- (3) 移動交番開設中は、無線を開局し、通話内容を聴取すること。

第4章 補則

第20 細則の制定

所属長は、この要綱の運用に関し、必要な細則を定めることができる。この場合において、所属長が細則を定めるときは、あらかじめ、札幌方面の所属にあっては地域部長、札幌方面以外の方面の所属にあっては当該方面本部長の承認を得るものとする。

※ 附図は省略